

リスク分担表（案）

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	施設管理又は運営業務内容に対する住民粗の反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理又は運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治又は行政的理由による事業変更	政治又は行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設若しくは設備の修復による経費の増加又は事業履行不能	○	△ 特記事項参照
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの（注：特記事項参照））		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注：特記事項参照））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注：特記事項参照））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

【別記 3】

【特記事項】

この特記事項において、教育委員会は「委託者」、指定管理者は「受託者」という。

1 不可抗力リスクについて

原則として委託者がリスクを負担することとするが、損害を最小限に留める必要性等の観点から、生じた損害又は増加費用の一部について、受託者に負担を求める場合もあり、その割合等は協議により決定する。

2 緊急事態等におけるリスク分担について

- (1) 自然災害（地震・台風等）等不可抗力への対応
 - ア 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合は、業務の全部の停止を命じる。
 - イ 復旧可能な場合の復旧に要する経費については、受託者と協議する。
 - ウ 災害発生時に当該施設が市民の避難場所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対応のために業務の全部又は一部の停止を命じることがある。
 - エ 原則、委託者は、受託者に対する休業補償を行わない。
- (2) 不可抗力における受託者による管理運営の終了
 - ア 不可抗力による当該施設の損壊等により、受託者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって受託者の指定を取り消し、受託者による管理を終了するものとする。
 - イ この場合において、受託者に支払う経費は、協定書において定める年額経費を日割り計算で精算するとともに、利用料金制度による施設においては、受託者は、不可能となった時点以降の利用に係る利用料を委託者に引き渡すこととする。
なお、既に指定管理料を概算払いにより支払っている場合は、取消し日以降の費用及び受領した利用料金を返還するものとする。
 - ウ 受託者は、委託者に対し、取消しに係る損害賠償を請求できないこととする。
- (3) 緊急事態における施設の使用
 - ア 委託者は、大規模災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要があるとなった場合には、受託者に対して業務の変更等について協力要請することができることとし、受託者は、誠実に要請に応じなければならないこととする。
 - イ この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、受託者において著しい不利益とならないことを基本として、委託者と受託者との間で協議を行うこととする。

3 大規模修繕等にかかる対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、委託者と受託者との間で協議を行うこととする。

【別記 3】

4 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- (1) サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が破損した場合、施設管理上の瑕疵があるときは受託者が、それ以外は委託者がそのリスクを負うものとする。ただし、基幹的な施設・機器等の付属物（設備の消耗品など）の損傷は、受託者が補修更新するものとする。

なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として委託者の所有とする。

(注) 基幹的な施設・機器等とは…建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など。

- (2) 基幹的な施設・機器・器具・什器・備品等以外は、受託者が補修更新するものとする。

なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として委託者の所有とする。

- (3) 施設管理に関わって必要な消耗品は、受託者において適宜補充交換をすること。

5 管理施設等の修繕等

- (1) 管理施設等の修繕については、利用者の安全確保や緊急やむを得ない場合を除き、受託者は修繕箇所、期間、方法等を委託者に事前に報告を行うものとする。ただし、契約金額が10万円以下の施設等修繕契約については、事前の報告は省略することができる。

- (2) 前項の報告を受けたときは、委託者は執行予定額を確認又は積算し、1件につき執行予定額30万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えるものについては委託者が修繕するものとし、1件につき執行予定額30万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以下のものについては、修繕に係る予算の上限を年間300万円までとし、受託者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、受託者の故意又は過失による管理上の瑕疵により管理施設等の修繕を要するときは、委託者と協議のうえ、受託者は自己の費用で必要な修繕を行うものとする。

- (3) 前項の規定にかかわらず、施設の設計・構造上の瑕疵により管理施設等の修繕を要するときは、委託者が自己の費用と責任において必要な修繕を実施するものとする。

- (4) 受託者は、自己において修繕を実施した後は、委託者による履行場所における完了確認を受けるものとする。ただし、契約金額が10万円以下の施設等修繕契約の内、軽易なもので施行前後の写真等により適切な検査を実施できるものについては、履行場所における確認を省略することができる。

6 施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故への対応

受託者は、施設、機器の不備又は施設管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた保険に加入すること。